

検討課題ハ 防災関係機関における迅速・円滑な情報把握

○ 情報通信手段の検討

【背景】

東日本大震災では、地震発生直後から停電や一般回線の不通等により情報連絡手段が機能せず、関係機関相互の災害情報の受伝達が困難となり、被害状況等の把握及び情報共有ができなかった。

【現行計画の内容】

「通報は、有線（一般加入電話、専用電話、119番等）、防災行政無線、又は防災相互無線等災害の状況に応じ、別図（通報系統図）により、最も迅速かつ的確な方法で行う」こととされている。（防災計画：第4章第1節3. 通信系統）

また、「応急対策の実施に必要な通信は、公衆電気通信設備及び各機関の専用線・無線を使用するものとするが、これによる通信が不可能な場合又は著しく困難な場合は、他の機関が設置する有線電気通信設備及び無線通信設備の利用を図る。また、応急対策の実施に必要なと認められる場合は、日本電信電話(株)宮城支店に対し臨時電話回線の設置を依頼する。なお、防災関係機関相互の防災対策に関する通信ができる無線局の設置を積極的に推進する。」こととされている。（防災計画：第4章第1節7. 通信の確保）

【対応案】

○ 様々な情報通信手段の確保

石油コンビナートの特殊性に対応し、全体の防災体制が有効に機能するためには、関係者間の情報共有が必要であり、そのための環境を整えることが前提として不可欠である。

➤ 通信手段の多様化

このため、防災関係機関等は災害発生時等の際、迅速かつ的確な通報・情報伝達が行えるよう、一般加入電話の災害時優先電話への登録に努めるとともに、有線回線（一般加入電話、専用電話、110番、119番等）の補完として、防災用無線、衛星携帯電話、電子メール、インターネット等複数の通信手段の確保を図るものとする。

なお、あらゆる通信手段を講じても情報の伝達ができない場合に備え、連絡員による伝令連絡についても考慮しておくものとする。

➤ 整備情報の共有

新たに各種情報通信手段を整備した場合は、他の防災関係機関等とその情報の共有を図るものとする。

➤ 確実な送受信

FAX や電子メール、インターネット等相手方の受信がリアルタイムで確認できない手段で情報伝達した場合は、確実な情報伝達のため、相手方が受信したことを送信者で確認できるよう対策を講じるものとする。

➤ 防災ヘリの活用

必要に応じ、防災ヘリコプター（宮城県防災ヘリコプター等）による上空からの災害情報収集を実施するものとする。

※東日本大震災以降、現在までの対応

- ・ 仙台地区共同防災運営協議会では、防災行政無線（防災相互波）を整備したほか、多数の事業所において携帯電話を導入している。
- ・ 仙台市では、同協議会に防災行政無線（市町村波）を整備した。